

最長
24か月

八幡浜市外からの
若年移住者限定

家賃補助

八幡浜市若年移住者家賃補助事業

市外から八幡浜市に移住し、民間賃貸住宅を契約した
若年世帯・子育て世帯の方を対象に、家賃の一部を補助します。

中学生以下の
子どもが同居
子育て世帯

補助上限

月15,000円

満35歳未満
若年単身世帯

補助上限

月10,000円

夫婦のいずれかが
満35歳未満
若年夫婦世帯

転入後6か月以内に
受給資格認定申請をする必要があります

R4.1.1～R5.6.30の間に転入した方は、R5.12.28までを申請期間とします。
それ以降に転入した方は、原則通り転入から6か月以内に申請してください。

STEP:1

受給資格申請

必要書類を添えて、受給資格申請をしてください。※転入後6か月以内



STEP:2

認定通知の 交付

審査後、市から認定通知書を発行します。



STEP:3

支払記録の 保存

毎月の家賃支払を証明できるものを保管
※通帳、払い込み伝票等

STEP:4

実績報告 & 交付請求 (4月・10月)

期限内に必要な書類を添えて実績報告をしてください。

STEP:5

振込

審査後、振込
※振込は翌月末になります。



以降、受給期間中はSTEP3～5を繰り返します

お問い合わせ 八幡浜市役所 政策推進課 地域づくり支援係
〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号
☎ 0894-21-0413 ✉ iju-shien@yawatahama-iju.com

詳しくは、市HPを
ご覧ください



